

徳島市創業促進事業補助金のご案内

徳島市で
新たに創業を目指す方!
事業承継を契機に新分野に挑戦する方!
創業後間もない事業者の方!



そんなあなたの夢を
支援します!



補助の対象となる事業は、 ◎ 地域のニーズに応え、新商品や新サービスを提供するなど、地域に新たな需要を創出する事業 です。

① 創業予定者等対象

対象者	<p>① 「新たに創業する人」、「第二創業を行う人」又は「創業後1年以内の人」とする。 (◆新たに創業する人とは、令和3年4月1日～令和4年3月31日に本市において創業した人又は創業する人であって、個人開業、会社(中小企業)、又は特定非営利活動法人の設立を行い、その代表者となる人) (◆第二創業を行う人とは、個人事業主、会社(中小企業)又は特定非営利活動法人であって、令和2年10月1日～令和3年10月1日の間に事業承継を行った人又は行う人で、令和3年4月1日～令和4年3月31日に本市において、既存事業以外の新事業を開始する人) (◆創業後1年以内の人とは、本市で創業(第二創業者を含む)後、本補助金の交付を申請した日において1年を経過していない個人事業主、会社又は特定非営利法人の代表者であること。)</p> <p>② 補助対象者が、個人の場合は、本市に住民票を有し、本市で事業を興す人 法人の場合は、本市に本店又は主たる事業所を置き、本市で事業を興す人</p> <p>③ みなし大企業でないこと</p> <p>④ 市税を滞納していないこと</p> <p>⑤ 同一の事業について本補助金や国・県等の公的機関から補助金の交付を受けていない、または受ける予定がない人</p> <p>⑥ 訴訟や法令順守上の問題を抱えていない人</p> <p>⑦ 申請者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと</p> <p>⑧ 徳島市認定連携創業支援事業者に相談の上、申請書を提出すること</p>
補助対象経費	<p>① 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費</p> <p>② マーケティング調査費(外部に委託するマーケティング調査に係る費用)</p> <p>③ 広報費(広報に係る費用)</p>
補助率等	補助対象経費の3分の2以内(上限30万円)※ニューノーマル対応経費補助併用可(裏面参照)
募集期間	令和3年4月5日(月)から令和3年6月18日(金)まで

② 女性・若者対象

対象者	<p>上記の徳島市創業促進補助金(創業予定者等対象)条件に加えていずれかの要件をみたしていること</p> <p>① 女性であること</p> <p>② 申請日において35歳未満であること</p>
補助対象経費	創業予定者対象経費①～③に加えて 店舗等借入費、設備費(リース、レンタルに限る)
補助率等	補助対象経費の3分の2以内(上限40万円)※ニューノーマル対応経費補助併用可(裏面参照)
募集期間	令和3年4月5日(月)から令和3年6月18日(金)まで

③ 若年U・I・Jターン者対象

対象者	<p>上記の徳島市創業促進補助金(創業予定者等対象)条件に加えて</p> <p>① 補助金の申請日に、本市の住民基本台帳に記載されていない人又は県外から本市に転入し住民登録を行った人のうち1年を経過していない人(就学の期間を除き、本市転入直前に県外で継続して1年以上居住していた人に限る)</p> <p>② 新規学卒者でない45歳未満の人</p>
補助対象経費	創業予定者対象経費①～③に加えて 店舗等借入費、設備費(リース、レンタルに限る)
補助率等	補助対象経費の3分の2以内(上限40万円)※ニューノーマル対応経費補助併用可(裏面参照)
募集期間	令和3年4月5日(月)から令和3年6月18日(金)まで

裏面もご覧ください

④ 創業後間もない事業者対象

対象者	① 本市で創業（第二創業を含む）後、申請日時時点で1年以上3年以内の中小企業者、又は特定非営利活動法人の代表者 ② 個人の場合は、本市に住民票を有し、本市で創業（第二創業を含む）していること 法人の場合は、本市で創業（第二創業を含む）し、本市に本店又は主たる事業所を置いていること ③ みなし大企業でないこと ④ 市税を滞納していないこと ⑤ 同一の事業について本補助金や国・県等の公的機関から補助金の交付を受けていない、または受ける予定がない人 ⑥ 訴訟や法令順守上の問題を抱えていない人 ⑦ 申請者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと ⑧ 徳島市認定連携創業支援事業者に相談の上、申請書を提出すること
補助対象経費	① 設備費（リース、レンタルに限る） ② 販売促進費
補助率等	補助対象経費の3分の2以内（上限40万円）※ニューノーマル対応経費補助併用可
募集期間	令和3年4月5日（月）から令和3年6月18日（金）まで

⑤ クラウドファンディング活用者対象

対象者	クラウドファンディングを活用し、その新規事業の実施や、新商品・新技術開発に要する資金を調達する人であって、 ① 新たに創業する人・第二創業を行う人または創業者（第二創業を含む）であること ◆令和3年4月1日～令和4年3月31日までに本市において創業する予定の人・第二創業を行う人（創業予定者要件①参照） ◆本市で創業（第二創業を含む）後、申請日時時点で5年以内の個人事業主、中小企業者又は特定非営利活動法人の代表者 ② 個人の場合は、本市に住民票を有し、本市で創業（第二創業を含む）する（している）こと 法人の場合は、本市で創業（第二創業を含む）し、本市に本店又は主たる事業所を置く（置いている）こと ③ みなし大企業でないこと ④ 市税を滞納していないこと ⑤ 同一の事業について本補助金や国・県等の公的機関から補助金の交付を受けていない、または受ける予定がない人 ⑥ 訴訟や法令順守上の問題を抱えていない人 ⑦ 申請者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと ⑧ 徳島市認定連携創業支援事業者に相談の上、申請すること
補助対象経費	① クラウドファンディングを利用する際に、ファンド運営事業者を支払う経費 ① ファンド組成費用（ファンド審査、契約書作成に要する経費） ② ファンド運営費用（ウェブ製作、PR費用、出資者への事業報告に要する費用） ③ ファンド監査費用（ファンド対象事業者の監査、投資家への明細交付） ④ 成功報酬（調達者手数料（クレジットカードの決済手数料を除く。）） ② クラウドファンディングを利用する際に必要となる資料の作成にあたり、専門家の支援を受けるために必要となる経費（ただし、本経費のみを補助対象とすることはできない）
補助率等	補助対象経費の2分の1以内（上限40万円）
募集期間	令和3年4月5日（月）から令和3年6月18日（金）まで

NEW ニューノーマル対応経費補助について

徳島市では、感染症拡大防止対策に要する経費のほか、感染防止だけでなく販路拡大等による収益向上にも繋がる取組みに係る経費にも補助します！！

対象者：徳島市創業促進事業補助金の内、以下のメニューの対象となる方

- ① 創業予定者等対象
- ② 女性・若者対象
- ③ 若年U I Jターン者対象
- ④ 創業後間もない事業者対象

補助対象経費：感染症の拡大防止対策等に要する経費

補助率等：補助対象経費の10分の10以内（別枠で上限10万円）



お申し込み・お問い合わせは
徳島市 経済政策課

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
 電話：088-621-5225
 FAX：088-621-5196
 E-mail: keizai_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp